



吸収分割に係る事前開示書類

(簡易吸収分割)
(略式吸収分割)

(分割会社：会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 183 条に基づき備え置く書面)
(承継会社：会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に基づき備え置く書面)

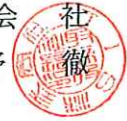
2020 年 11 月 17 日



T I S 株 式 会 社
株式会社インテック

2020年11月17日
東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

T I S 株 式 会 社
代表取締役会長兼社長 桑 野



富山県富山市牛島新町5番5号
株 式 会 社 イ ン テ ッ ク
代表取締役社長 北岡



T I S株式会社および株式会社インテックによる吸収分割に係る事前開示書類

T I S株式会社（以下、「T I S」という。）および株式会社インテック（以下、「インテック」という。）は、T I Sを吸収分割会社、インテックを吸収分割承継会社とする会社分割（以下、「本分割」という。）を行うことにつき、T I Sは2020年11月10日、インテックは2020年10月30日をもって各々の取締役会で決議し、2020年11月10日付で吸収分割契約書を締結いたしました。よってここに本分割に係る事前開示をいたします。

なお、本分割は、吸収分割会社であるT I Sは会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割、吸収分割承継会社であるインテックは会社法第796条第1項に規定する略式吸収分割となるため、両社とも株主総会の承認を経ずに吸収分割を行うものであります。

記

1. 吸収分割契約書

別紙1「吸収分割契約書」のとおりであります。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

本分割に際して、インテックはT I Sに対し、株式その他金銭等の交付を行いませんが、インテックはT I Sの完全子会社であることから、これを相当であると判断しております。

3. 吸収分割会社（T I S）についての次に掲げる事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2「T I S株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりであります。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に状況に重要な影響を与える事象の内容

別紙3「T I S株式会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に状況に重要な影響を与える事象の内容」のとおりであります。

4. 吸収分割承継会社（インテック）についての次に掲げる事項

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙4「株式会社インテックの最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりであります。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 本分割の効力発生日以後におけるT I Sおよびインテックの債務の履行の見込みに関する事項

（1）T I Sについて

2020年3月31日現在のT I Sの貸借対照表における資産および負債の額、ならびに本分割により承継する資産および負債の額は下表のとおりです。

（単位：百万円）

	資産の額	負債の額
2020年3月31日現在	307,775	103,988
本分割によりインテックへ承継する資産および負債の額（見込み）	▲711	▲34

T I Sの最終事業年度の末日である2020年3月31日以後、本分割の効力発生日までの変動を考慮しても効力発生日におけるT I Sの資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、効力発生日以後についてもT I Sにおいて重要な財産の処分、重大な債務の負担など資産および負債の状況に重大な影響を与える事象は認められません。

以上のことから効力発生日以後もT I Sの負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断いたしました。

（2）インテックについて

2020年3月31日現在のインテックの貸借対照表における資産および負債の額、ならびに本分割により承継する資産および負債の額は下表のとおりです。

（単位：百万円）

	資産の額	負債の額
2020年3月31日現在	123,215	45,589
本分割によりT I Sから承継される資産および負債の額（見込み）	+711	+34

インテックの最終事業年度の末日である 2020 年 3 月 31 日以後、債務の履行に支障を及ぼす事情の発生およびその可能性は現在のところ認識されておらず、本分割の効力発生日以後においてもインテックの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれております。

以上のことから効力発生日以後もインテックの負担すべき債務について、履行の見込みがあると判断いたしました。

以 上

吸収分割契約書



吸収分割契約書

T I S株式会社（以下「甲」という。）と、株式会社インテック（以下「乙」という。）とは、甲を吸収分割会社とし、乙を吸収分割承継会社とする会社分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、甲の事業のうち、別紙1記載の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する別紙2「承継権利義務明細書」記載の資産、債務、契約上の地位その他の権利義務を、本件効力発生日（第7条において定義する。以下同じ。）をもって、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号及び住所）

本件分割における当事会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号：T I S株式会社

住所：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号：株式会社インテック

住所：富山県富山市牛島新町5番5号

第3条（本件分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件分割に際して甲に対して金銭等の交付を行わない。

第4条（本件分割により承継する権利義務）

1. 甲は、本件効力発生日における権利義務を乙に承継させる。
2. 権利義務のうち、資産及び負債については、甲の2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに同日から本件効力発生日前日までの増減を加除した上で確定するものとし、増減した資産及び負債の詳細については、別に計算書を添付して乙に明示する。
3. 乙が甲から承継する債務に関しては、重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、当該債務について甲が債権者に対して債務を弁済した場合には、甲は乙に対してその弁済額全額を求償することができるものとする。

第5条（移転手続）

本件分割により乙が承継する権利義務の移転に関して、登記、登録、通知、承諾等の手

続が必要となるものについては、甲乙協力してその手続を行うものとする。

第6条（分割承認総会）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項の株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

第7条（効力発生日）

本件分割の効力発生日（以下「本件効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。但し、本件分割の手続進行上の必要性その他の事由により、会社法第790条の規定に基づき、甲乙協議の上、これを変更することができる。この場合、甲は、本件効力発生日（変更後の効力発生日が本件効力発生日よりも前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、本件効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から本件効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、その他本契約の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日までに、甲若しくは乙において株主総会の承認が必要となった場合にその承認が得られなかったとき、又は本件分割の実行のために必要な関係官庁からの許認可、登録、承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年11月10日

甲：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

T I S株式会社

代表取締役会長兼社長 桑野 徹



乙：富山県富山市牛島新町5番5号

株式会社インテック

代表取締役社長 北岡 隆之



別紙1

本件事業：

中央官庁・自治体等行政機関に対する顧客密着型での業務系システム開発・保守・運用
（公金業務、課税事務アウトソーシング等を除く）及び関連するソリューション事業

本件事業とは、T I S株式会社の次の組織の事業のうち、甲乙で合意したものをいう。

インダストリー事業統括本部

産業公共事業本部

公共事業部

公共 I T サービス営業部

公共 I T サービス第 2 部

別紙2

承継権利義務明細書

本件分割により乙が甲より承継する権利義務は、本件分割の効力発生日において甲が本件事業に関して有する以下に記載する権利義務とする。

1. 本件事業に属する資産及び負債

(1) 資産 売掛金 商品 前払費用 有形固定資産 無形固定資産 等

(2) 負債 前受金 等

2. 契約上の地位（但し、雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利義務

本件事業に関する契約上の地位（但し、雇用契約を除く。）及び当該契約に基づく権利義務の全て。

3. 雇用契約

甲と本件事業に主として従事する甲の従業員との間の全ての雇用契約及びかかる雇用契約に基づいて発生した権利義務の全ては、乙に承継されず、甲との間で継続する。

以上



T I S 株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 12 期 連結計算書類および計算書類

〔 2019 年 4 月 1 日 から
2020 年 3 月 31 日まで 〕

TIS 株式会社

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	181,543
現金及び預金	55,175
受取手形及び売掛金	97,386
リース債権及びリース投資資産	4,679
有価証券	100
商品及び製品	4,052
仕掛品	3,155
原材料及び貯蔵品	268
その他	17,188
貸倒引当金	△462
固定資産	201,356
有形固定資産	54,041
建物及び構築物	29,053
機械装置及び運搬具	7,092
土地	9,690
リース資産	1,773
その他	6,431
無形固定資産	24,133
ソフトウェア	14,940
ソフトウェア仮勘定	7,946
のれん	244
その他	1,001
投資その他の資産	123,181
投資有価証券	79,111
退職給付に係る資産	3,433
繰延税金資産	13,539
その他	27,437
貸倒引当金	△342
資産合計	382,899

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	88,479
支払手形及び買掛金	23,387
短期借入金	1,190
未払法人税等	8,788
賞与引当金	15,148
受注損失引当金	438
オフィス再編費用引当金	1,553
その他引当金	66
その他	37,905
固定負債	46,462
長期借入金	19,793
リース債務	2,497
繰延税金負債	16
再評価に係る繰延税金負債	272
役員退職慰労引当金	5
オフィス再編費用引当金	432
その他引当金	216
退職給付に係る負債	12,654
資産除去債務	3,163
その他	7,408
負債合計	134,942
(純資産の部)	
株主資本	230,962
資本金	10,001
資本剰余金	82,950
利益剰余金	153,347
自己株式	△15,336
その他の包括利益累計額	11,348
その他有価証券評価差額金	16,785
土地再評価差額金	△2,672
為替換算調整勘定	157
退職給付に係る調整累計額	△2,922
非支配株主持分	5,646
純資産合計	247,957
負債・純資産合計	382,899

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		443,717
売上原価		337,820
売上総利益		105,896
販売費及び一般管理費		61,057
営業利益		44,839
営業外収益		
受取利息	259	
受取配当金	885	
持分法による投資利益	50	
その他	786	1,982
営業外費用		
支払利息	233	
資金調達費用	130	
その他	386	751
経常利益		46,070
特別利益		
固定資産売却益	3,178	
投資有価証券売却益	6,927	
その他	590	10,696
特別損失		
減損損失	7,343	
オフィス再編費用引当金繰入額	1,985	
その他	2,799	12,128
税金等調整前当期純利益		44,638
法人税・住民税及び事業税	15,250	
法人税等調整額	△979	14,270
当期純利益		30,367
非支配株主に帰属する当期純利益		956
親会社株主に帰属する当期純利益		29,411

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	10,001	82,945	130,703	△11,816	211,834
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△6,767	－	△6,767
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	29,411	－	29,411
自己株式の取得	－	－	－	△4,153	△4,153
自己株式の処分	－	4	－	633	638
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	4	22,643	△3,520	19,127
2020年3月31日残高	10,001	82,950	153,347	△15,336	230,962

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2019年4月1日残高	22,701	△2,672	△257	△1,972	17,799	4,775	234,408
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△6,767
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	－	29,411
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△4,153
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	638
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△5,915	－	414	△949	△6,450	871	△5,578
連結会計年度中の変動額合計	△5,915	－	414	△949	△6,450	871	13,549
2020年3月31日残高	16,785	△2,672	157	△2,922	11,348	5,646	247,957

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 40社

主要な連結子会社の名称

株式会社インテック

株式会社アグレックス

クオリカ株式会社

A J S 株式会社

T I S ソリューションリンク株式会社

T I S システムサービス株式会社

Sequent Software Inc.は株式の追加取得により当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

天津翔明科技有限责任公司はその所有する全持分を売却したため連結の範囲から除外しております。

②非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

TISI(Singapore)Pte. Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数及びこれらのうち主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 82社

主要な会社の名称

PT Anabatic Technologies Tbk

上海訊聯数据服务有限公司

MFEC Public Company Limited

上海訊聯数据服务有限公司は持分の追加取得により、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の主要な会社等の名称

(非連結子会社) TISI(Singapore)Pte. Ltd.

(関連会社) TinhVan Technologies JSC.

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

③持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の決算日の計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、I AM Consulting Co., Ltd.、PromptNow Co., Ltd.、TISI(SHANGHAI)Co., Ltd.、QUALICA ASIA PACIFIC PTE.Ltd.、QUALICA(SHANGHAI)INC.及びSequent Software Inc.等の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては12月31日現在の計算書類を採用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの 主として移動平均法による原価法

2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品 主として最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

但し、市場販売目的のソフトウェアについては、主として、見込有効期間（3年）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。また自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～7年）に基づく定額法によっております。

3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

3) 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

5) オフィス再編費用引当金

将来的な当社グループの事業機能の集約によって見込まれる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～15年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、一部の連結子会社は退職給付債務の計算に当たり、簡便法を採用しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

1) 受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

その他の契約

工事完成基準

2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の換算は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑦重要なヘッジ会計の処理

（ヘッジ会計の方法）

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理を、特例要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

（ヘッジ手段とヘッジ対象）

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建取引(金銭債権債務、予定取引等)
通貨スワップ	外貨建取引(金銭債権債務、予定取引等)
金利スワップ	固定金利又は変動金利の借入金・貸付金

（ヘッジ方針）

デリバティブ取引に係る社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを低減することを目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

(ヘッジ有効性評価の方法)

ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎として行っております。

但し、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の事後評価を省略しております。また、為替予約及び通貨スワップ締結時に外貨建による同一期日の為替予約及び通貨スワップを割り当てた場合は、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されるため、有効性の事後評価を省略しております。

⑧のれんの償却方法及び償却期間

子会社の実態に基づいた適切な償却期間（計上後20年以内）において定額法により償却しております。

⑨その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「たな卸資産」に含めていた「商品及び製品」、「仕掛品」及び「原材料及び貯蔵品」は、明瞭性を高める観点から、当連結会計年度より区分掲記しております。

(6) 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、T I S インテックグループ従業員持株会（以下、「当社持株会」という。）に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

①取引の概要

当社は、当社持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は2018年3月から3年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を第三者割当にて取得し、その後、毎月一定日に当社持株会へ売却を行うものであります。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証事項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は840百万円、株式数は212千株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末における総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は313百万円であります。

(業績連動型株式報酬制度)

①取引の概要

当社は、取締役等を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様と利害を共有することを目的として、また、当社中期経営計画達成に向けてコミットメントをより高めるため、中長期的な業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度を導入するに当たり、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託と称される仕組みを採用いたします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は421百万円、株式数は79千株であります。

(株式公開買付けの実施)

当社は、2020年3月6日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるタイ王国のMFEC Public Company Limited（以下、「MFEC」といいます。）の連結子会社化を目的として、同社株式をタイ王国の証券取引法及び現地法令に基づく公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしました。

なお、本公開買付けは、日本の金融商品取引法第27条の2第1項に規定する公開買付けには該当しません。

①株式の取得及び本公開買付けの理由

当社グループは、現在の中期経営計画（2018-2020）において、「Transformation to 2020～グループ一体となり構造転換を実現し、社会の課題解決をリードする企業へ～」というスローガンのもと、持続的な企業成長及び企業価値向上を目指し、諸施策を推進しています。この一環として、海外事業戦略においては、「ASEANトップクラスのIT企業連合体」の組成を目指し、決済・銀行・ERPを重点事業領域と定めた上でチャネル（拠点・顧客基盤）とテクノロジー（技術）の2つの観点から有力企業との資本・業務提携等を通じた積極的な事業領域拡大を推進しています。

MFECは、タイ証券取引所に上場するタイ国内のエンタープライズ向けITソリューション提供のリーディングプレイヤーです。当社は、MFECのタイ国内における高いプレゼンス、ソリューション提供における高いサービスクオリティ及びバランスの取れた幅広い顧客基盤を高く評価し、2014年4月に資本・業務提携契約を締結し、それ以降、時間をかけながら相互理解のもとで幅広い分野での協業スキームの構築や追加資を通じて関係強化を図ってまいりました。

今般、MFECを当社の連結子会社とし、MFECの事業構造転換の加速及び当社グループの海外事業の規模拡大を実現することは当社グループの目指す「ASEANトップクラスのIT企業連合体」の組成において大きな意義があり、当社グループの企業価値向上に資すると判断したことから、MFECの株式を追加取得して連結子会社化することとしました。

②公開買付の概要

公開買付け実施者	T I S 株式会社
公開買付け対象会社	MFEC Public Company Limited
公開買付けの期間	未定 (注) 本公開買付けは、タイ証券取引委員会における承認を得られた後に実施します。
買付けを行う株式等の種類	普通株式
公開買付けの価格	普通株式1株当たり5.0タイバーツ（16円70銭） (注) 本公開買付けの価格は、対象会社の株価水準を基に、同社株式の市場性（出来高、値付け率等）のほ

	か、同社の業績見通し等を総合的に勘案し決定しています。
公開買付けに要する資金	532百万タイバーツ (1,776百万円)
買付予定株式の数	買付予定株式の数 106,390,307株 (注) 応募株式の総数が買付け予定数 (106,390,307株) に満たないときは、応募株式の全部の買付けを行います。応募株式の総数が買付け予定数 (106,390,307株) を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、按分比例の方式により株式の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
買付けによる 所有株式数の異動	異動前の所有株式数 109,921,999株 (議決権の数：109,921,999個) (議決権所有割合：24.90%) 異動後の取得株式数 216,312,306株(予定) (議決権の数：216,312,306個) (議決権所有割合：49.00%)
その他	本公開買付けに関し、対象会社であるMFECの取締役会は賛同の意を表明しています。

(注1) 本公開買付けの諸条件等に関する詳細情報は、タイの法令及びタイ証券取引所の規則に基づき、タイで公表いたします。

(注2) タイ法令上の外資規制を考慮したMFEC会社定款により、外国人株主による保有は全体株式の49%が上限とされているため、本公開買付け終了時点の他外国人株主保有比率により、取得株式数が変わる可能性があります。

(注3) 2020年3月末日のレート 1タイバーツ=3.34円で換算しています。

③公開買付け対象会社 (MFEC Public Company Limited) の概要

名称	MFEC Public Company Limited
所在地	699 Modernform Tower, Srinakarind Road, Patthanakan Suan Luang, Bangkok, Thailand
代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer Siriwat Vongjarukorn
事業内容	I Tサービス、システムインテグレーション
資本金	441百万タイバーツ (1,472百万円)
設立年月日	1997年3月3日

(注) 2020年3月末日のレート 1タイバーツ=3.34円で換算しています。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 72,869百万円

(2) 保証債務

連結会社（当社及び連結子会社）以外の会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

株式会社パワー・アンド・IT 654百万円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額金に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

（再評価の方法）

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

3. 連結損益計算書に関する注記

オフィス再編費用引当金繰入額

オフィス再編費用引当金繰入額は、将来的な当社グループの事業機能の集約によって見込まれる損失に備えるため計上したものであります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 87,789,098株

(注) 当社は、2020年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度末の発行済株式総数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通 株式	4,244	50	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月1日 取締役会	普通 株式	2,523	30	2019年9月30日	2019年12月10日

(注1) 2019年6月25日定時株主総会の決議による配当金総額には、T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式に対する配当額（18百万円）、及び役員報酬B I P 信託口に対する配当額（4百万円）を含んでおります。

(注2) 2019年11月1日取締役会の決議による配当金総額には、T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式に対する配当額（8百万円）、及び役員報酬B I P 信託口に対する配当額（2百万円）を含んでおります。

(注3) 当社は、2020年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度となるもの
2020年6月24日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| 1) 配当金の総額 | 5,047百万円 |
| 2) 1株当たり配当額 | 60円 |
| 3) 基準日 | 2020年3月31日 |
| 4) 効力発生日 | 2020年6月25日 |
| 5) 配当の原資 | 利益剰余金 |

(注1) 2020年6月24日定時株主総会の決議による配当金総額には、T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式に対する配当額（12百万円）、及び役員報酬B I P 信託口に対する配当額（4百万円）を含んでおります。

(注2) 当社は、2020年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に従ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
①現金及び預金	55,175	55,175	—
②受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*2)	97,386 △312		
計	97,073	97,073	—
③リース債権及びリース投資資産	4,679	4,682	3
④有価証券及び投資有価証券	43,550	43,526	△24
⑤支払手形及び買掛金	(23,387)	(23,387)	—
⑥短期借入金	(35)	(35)	—
⑦長期借入金 (1年内返済長期借入金含む)	(20,949)	(20,944)	△4
⑧デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③リース債権及びリース投資資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

④有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑤支払手形及び買掛金、並びに⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金（1年内返済長期借入金含む）

長期借入金については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、実行後信用状態は大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記⑧参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑧デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載してあります（上記⑦参照）。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額35,660百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,890.27円

1株当たりの当期純利益 350.35円

(注1) T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しております。当該信託が保有する当社の期末株式数は212千株、期中平均株式数は291千株であります。

役員報酬 B I P 信託口が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しております。当該信託が保有する当社の期末株式数は79千株、期中平均株式数は81千株であります。

(注2) 当社は、2020年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の1株当たり情報については、当該株式分割前の金額を記載しております。なお、当該株式分割を考慮した場合の1株当たり純資産額は、963.42円、1株当たり当期純利益は、116.78円となります。

7. 重要な後発事象

(自己株式の取得)

当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し、2020年5月13日開催の取締役会において決議した当該自己株式の取得方法に基づき、2020年5月14日に取得を終了いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行に活用するため

(2) 自己株式の取得に関する取締役会の決議内容

① 取得する株式の種類

普通株式

② 取得する株式の総数

2,200,000株（上限）

③ 株式の取得価額の総額

3,030百万円（上限）

④ 取得の期間

2020年5月14日～2020年7月31日

⑤ 取得の方法

東京証券取引所における自己株式立会外買付（T o S T N e T - 3）

(3) 取得結果

上記決議に基づき、2020年5月14日に当社普通株式1,395,600株（取得価額3,029百万円）を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

8. その他の注記

(減損損失)

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用 途	場 所	種 類	減損損失
—	Sequent Software Inc. (米国カリフォルニア州)	のれん	2,254
事業用資産	株式会社インテック (神奈川県横浜市)	建物及び構築物、土地	2,126
事業用資産	T I S株式会社 (東京都江東区)	建物及び構築物、土地	1,095
事業用資産	T I S株式会社 (東京都新宿区)	機械装置及び運搬具、ソフトウェア	726
事業用資産	株式会社インテック (富山県富山市)	有形固定資産「その他」、ソフトウェア	677
事業用資産	T I S株式会社 (大阪府大阪市)	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、ソフトウェア他	302
そ の 他		機械装置及び運搬具、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定他	159

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当社連結子会社であるSequent Software Inc.に係るのれんにつきましては、財政状態を踏まえた結果、超過収益力が見込めないと判断し回収可能価額を使用価値として評価し、全額を減損損失として計上しております。

事業用資産（神奈川県横浜市、及び東京都江東区）につきましては、売却の意思決定等により回収可能価額を正味売却価額として評価し、回収可能価額まで減損損失を計上しております。

事業用資産（東京都新宿区、富山県富山市、及び、大阪府大阪市）につきましては、開発用固定資産における収益性の低下、将来の使用見込みがないと判断されたこと等から、回収可能額を使用価値として評価し、回収可能価額まで減損損失を計上しております。

(3) 減損損失の内訳

建物及び構築物	2,192百万円
機械装置及び運搬具	17百万円
土地	1,056百万円
有形固定資産「その他」	7百万円
ソフトウェア	1,795百万円
ソフトウェア仮勘定	19百万円
のれん	2,254百万円
無形固定資産「その他」	0百万円
合計	7,343百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、各社事業本部、地域、サービス区分により、また賃貸不動産については個別の物件ごとに資産グループの単位としております。なお、プロジェクト特有の資産を有する場合には、個別にグルーピングを行っております。

(5) 回収可能額の算定方法

当社連結子会社であるSequent Software Inc.に係るのれんの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであることから、回収可能価額をゼロとして評価しております。

事業用資産（神奈川県横浜市、及び東京都江東区）につきましては、回収可能価額を正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額または売却見込額として評価しております。

事業用資産（東京都新宿区、富山県富山市、及び、大阪府大阪市）につきましては、使用価値により測定しており、使用価値は主として将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであることから、回収可能価額をゼロとして評価しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	97,174	流動負債	73,713
現金及び預金	28,647	買掛金	12,289
受取手形	326	関係会社短期借入金	32,642
売掛金	53,435	リース債務	526
リース投資資産	5	未払金	795
商品及び製品	1,606	未払費用	5,383
仕掛品	404	未払法人税等	2,173
前払費用	10,242	前受金	724
関係会社短期貸付金	1,862	預り金	642
その他	1,495	前受収益	7,033
貸倒引当金	△852	賞与引当金	5,804
		受注損失引当金	191
固定資産	210,601	オフィス再編費用引当金	1,553
有形固定資産	16,045	その他の引当金	66
建物	7,147	資産除去債務	1,391
構築物	40	その他	2,495
機械装置	2,833	固定負債	30,275
工具、器具及び備品	1,710	長期借入金	18,813
土地	3,065	関係会社長期借入金	2,150
リース資産	1,082	リース債務	741
建設仮勘定	167	再評価に係る繰延税金負債	272
無形固定資産	15,836	退職給付引当金	1,104
ソフトウェア	8,391	オフィス再編費用引当金	432
ソフトウェア仮勘定	7,359	その他の引当金	216
その他	85	資産除去債務	1,916
投資その他の資産	178,719	その他	4,627
投資有価証券	57,997	負債合計	103,988
関係会社株式	94,655	(純資産の部)	
関係会社出資金	7,322	株主資本	192,123
差入保証金	10,953	資本金	10,001
長期前払費用	3,490	資本剰余金	126,643
前払年金費用	938	資本準備金	4,111
関係会社長期貸付金	164	その他資本剰余金	122,531
繰延税金資産	3,010	利益剰余金	70,815
その他	212	その他利益剰余金	70,815
貸倒引当金	△24	繰越利益剰余金	70,815
		自己株式	△15,336
資産合計	307,775	評価・換算差額等	11,663
		その他有価証券評価差額金	14,335
		土地再評価差額金	△2,672
		純資産合計	203,786
		負債・純資産合計	307,775

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科目	金額	
売上高		196,661
売上原価		148,724
売上総利益		47,937
販売費及び一般管理費		28,340
営業利益		19,596
営業外収益		
受取利息	286	
受取配当金	8,180	
その他	469	8,935
営業外費用		
支払利息	239	
資金調達費用	128	
不動産賃貸費用	205	
その他	92	666
経常利益		27,866
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	6,351	
その他	148	6,500
特別損失		
固定資産売却損	1,113	
減損損失	1,930	
関係会社株式評価損	2,381	
オフィス再編費用引当金繰入額	1,985	
その他	1,156	8,568
税引前当期純利益		25,798
法人税・住民税及び事業税	6,652	
法人税等調整額	△472	6,180
当期純利益		19,618

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位: 百万円)

	株主資本							株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2019年4月1日残高	10,001	4,111	122,526	126,638	57,965	57,965	△11,816	182,788
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	－	－	－	－	△6,767	△6,767	－	△6,767
当期純利益	－	－	－	－	19,618	19,618	－	19,618
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△4,153	△4,153
自己株式の処分	－	－	4	4	－	－	633	638
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	4	4	12,850	12,850	△3,520	9,334
2020年3月31日残高	10,001	4,111	122,531	126,643	70,815	70,815	△15,336	192,123

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日残高	20,308	△2,672	17,635	200,424
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△6,767
当期純利益	—	—	—	19,618
自己株式の取得	—	—	—	△4,153
自己株式の処分	—	—	—	638
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)	△5,972	—	△5,972	△5,972
事業年度中の変動額合計	△5,972	—	△5,972	3,362
2020年3月31日残高	14,335	△2,672	11,663	203,786

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

②無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア

ソフトウェアの残高に見積売上高に対する当期売上高の割合を乗じた金額と、見積耐用年数（3年）による定額法によって計算した金額のいずれか大きい金額をもって償却しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5～7年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④前払年金費用及び退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年及び14年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理しております。

⑤オフィス再編費用引当金

将来的な当社グループの事業機能の集約によって見込まれる損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

その他の契約

工事完成基準

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。但し、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建取引(金銭債権債務)
通貨スワップ	外貨建取引(金銭債権債務)

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に係る社内規程に基づき、為替変動リスクを低減することを目的としてデリバティブ取引を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を四半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎として行っております。

但し、為替予約及び通貨スワップ締結時に外貨建による同一期日の為替予約及び通貨スワップを割り当てた場合は、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されるため、有効性の事後評価を省略しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記していた営業外費用の「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

3. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(6)追加情報」をご参照ください。

(業績連動型株式報酬制度)

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(6)追加情報」をご参照ください。

(株式公開買付けの実施)

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(6)追加情報」をご参照ください。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 38,265百万円
- (2) 有形固定資産の取得価額から控除している国庫補助金による圧縮記帳累計額
- | | |
|------|-------|
| 建物 | 76百万円 |
| 機械装置 | 2百万円 |
- (3) 保証債務
- 子会社の契約履行等に対して、次の通り債務保証を行っております。
- | | |
|---------------------------|--------|
| I AM Consulting Co., Ltd. | 139百万円 |
| ECM Consulting Co., Ltd. | 4百万円 |
- (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|---------|----------|
| ①短期金銭債権 | 974百万円 |
| ②短期金銭債務 | 2,125百万円 |
| ③長期金銭債務 | 849百万円 |
- (注) 関係会社短期貸付金、関係会社長期貸付金、関係会社短期借入金、関係会社長期借入金は貸借対照表上に項目別に表示しているため、上記には含めておりません。
- (5) 土地再評価
- 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額金に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- (再評価の方法)
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出しております。
- 再評価を行った年月日 2002年3月31日

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	5,066百万円
営業取引（支出分）	20,496百万円
営業取引以外の取引（収入分）	8,420百万円
営業取引以外の取引（支出分）	56百万円

(2) オフィス再編費用引当金繰入額

オフィス再編費用引当金繰入額は、将来的な当社グループの事業機能の集約によって見込まれる損失に備えるため計上したものであります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 3,952,316株

(注1) 上記は、T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式212千株、及び役員報酬B I P 信託口が保有する当社株式79千株を含んでおります。

(注2) 当社は、2020年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度末の発行済株式総数については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付債務	413百万円
資産除去債務	1,334百万円
賞与引当金	1,777百万円
受注損失引当金	58百万円
未払事業税	296百万円
減損損失	3,894百万円
関係会社株式評価損	2,353百万円
その他	4,521百万円

繰延税金資産小計	14,649百万円
----------	-----------

評価性引当額	△4,646百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	10,002百万円
----------	-----------

繰延税金負債

前払年金資産	396百万円
資産除去債務	106百万円
その他有価証券評価差額金	6,489百万円

繰延税金負債合計	6,992百万円
----------	----------

繰延税金資産純額	3,010百万円
----------	----------

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	主な取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	A J S 株式会社	所有 直接 51%	資金の貸 借、役員の 兼務	資金の借入 (注1)	4,553	関係会社 短期借入金 関係会社 長期借入金	2,805 1,750
子会社	TISシステムサービ ス株式会社	所有 直接 100%	資金の貸 借、役員の 兼務	資金の借入 (注1)	4,402	関係会社 短期借入金	4,625
子会社	クオリカ株式会社	所有 直接 80%	資金の貸 借、役員の 兼務	資金の借入 (注1)	4,411	関係会社 短期借入金	4,756
子会社	株式会社インテック	所有 直接 100%	資金の貸 借、役員の兼 務	資金の借入 (注1)	2,250	関係会社 短期借入金	9,000
子会社	株式会社アグレック ス	所有 直接 100%	資金の貸 借、役員の兼 務	資金の借入 (注1)	2,698	関係会社 短期借入金	4,333

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 資金の借入については、グループ内の資金を管理するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、取引金額は期中平均残高を記載しております。また、利率については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,430.76円

1株当たり当期純利益 233.69円

(注1) T I S インテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しております。当該信託が保有する当社の期末株式数は212千株、期中平均株式数は291千株であります。

役員報酬BIP信託口が保有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めて計算しております。当該信託が保有する当社の期末株式数は79千株、期中平均株式数は81千株であります。

(注2) 当社は、2020年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式3株の割合で株式分割を行っており、当事業年度の1株当たり情報については、当該株式分割前の金額を記載しております。なお、当該株式分割を考慮した場合の1株当たり純資産額は、810.25円、1株当たり当期純利益は、77.90円となります。

10. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 7. 重要な後発事象」をご参照ください。

11. その他の注記

(減損損失)

当社は、当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用 途	場 所	種 類	減損損失
事業用資産	T I S株式会社 (東京都江東区)	建物及び構築物、土地	751
事業用資産	T I S株式会社 (東京都新宿区)	機械装置及び運搬具、ソフトウェア	726
事業用資産	T I S株式会社 (大阪府大阪市)	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、ソフトウェア他	302
業務用資産	T I S株式会社 (東京都新宿区)	機械装置及び運搬具、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定	98
そ の 他		械装置及び運搬具、ソフトウェア	51

(2) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産（東京都江東区）につきましては、売却の意思決定等により回収可能価額を正味売却価額として評価し、回収可能価額まで減損損失を計上しております。

事業用資産（東京都新宿区、及び大阪府大阪市）につきましては、開発用固定資産における収益性の低下、将来の使用見込みがないと判断されたこと等から、回収可能額を使用価値として評価し、回収可能価額まで減損損失を計上しております。

業務用資産及びその他に含まれる全資産につきましては、将来の使用見込みがないと判断されたことや収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったこと等から、回収可能額を使用価値として評価し、回収可能価額まで減損損失を計上しております。

(3) 減損損失の内訳

建物及び構築物	209百万円
機械装置及び運搬具	17百万円
土地	568百万円
有形固定資産「その他」	0百万円
ソフトウェア	1,115百万円
ソフトウェア仮勘定	19百万円
合計	1,930百万円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社は、地域、サービス区分により、資産グループの単位としております。なお、プロジェクト特有の資産を有する場合には、個別にグルーピングを行っております。

(5) 回収可能額の算定方法

事業用資産（東京都江東区）につきましては、回収可能価額を正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却見込額として評価しております。

事業用資産（東京都新宿区、及び大阪府大阪市）につきましては、使用価値により測定しており、使用価値は主として将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであることから、回収可能価額をゼロとして評価しております。

業務用資産及びその他に含まれる全資産につきましては、使用価値により測定しており、使用価値は将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであることから、回収可能価額をゼロとして評価しております。

〔ご参考〕 本添付書類中の記載数字は、表示桁数未満を切り捨てて表示しております。

但し、百分率は四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

T I S 株 式 会 社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

田 光 完 治 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

三 宅 孝 典 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

中 井 清 二 

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T I S株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T I S株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

T I S 株 式 会 社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

田 光 完 治 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

三 宅 孝 典 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

中 井 清 二 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T I S株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

T I S株式会社 監査役会

常勤監査役

石井 克彦 

常勤監査役

松岡 遼文 

監査役（社外監査役）

伊藤 大義 

監査役（社外監査役）

上田 宗央 

監査役（社外監査役）

船越 貞平 

T I S 株式会社の最終事業年度の末日後に生じた

重要な財産の処分、重大な債務の負担

その他の会社財産に状況に重要な影響を与える事象の内容

関連会社株式追加取得による企業結合

T I S株式会社（以下、「当社」）は、2020年3月6日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるタイ王国のMFEC Public Company Limited（以下、「MFEC」といいます。）の連結子会社化を目的として、同社株式をタイ王国の証券取引法及び現地法令に基づく公開買付けにより取得することを決議し、2020年10月5日付で株式を追加取得しました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 MFEC Public Company Limited

事業の内容 システムインテグレーション、メンテナンス、コンサルティング業務

(2) 企業結合を行った理由

当社グループは、現在の中期経営計画（2018-2020）において、「Transformation to 2020 ～グループ一体となり構造転換を実現し、社会の課題解決をリードする企業へ～」というスローガンのもと、持続的な企業成長及び企業価値向上を目指し、諸施策を推進しています。この一環として、海外事業戦略においては、「ASEANトップクラスのIT企業連合体」の組成を目指し、決済・銀行・ERPを重点事業領域と定めた上でチャネル（拠点・顧客基盤）とテクノロジー（技術）の2つの観点から有力企業との資本・業務提携等を通じた積極的な事業領域拡大を推進しています。

MFECは、タイ証券取引所に上場するタイ国内のエンタープライズ向けITソリューション提供のリーディングプレイヤーです。

当社は、MFECのタイ国内における高いプレゼンス、ソリューション提供における高いサービスクオリティ及びバランスの取れた幅広い顧客基盤を高く評価し、2014年4月に資本・業務提携契約を締結し、それ以降、時間をかけながら相互理解のもとで幅広い分野での協業スキームの構築や追加出資を通じて関係強化を図ってまいりました。

今般、MFECを当社の連結子会社とし、MFECの事業構造転換の加速及び当社グループの海外事業の規模拡大を実現することは当社グループの目指す「ASEANトップクラスのIT企業連合体」の組成において大きな意義があり、当社グループの企業価値向上に資すると判断したことから、MFECの株式を追加取得して連結子会社化することとしました。

(3) 企業結合日

2020年10月5日（みなし取得日 2020年10月1日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 24.9%

企業結合日に追加取得した議決権比率 24.1%

取得後の議決権比率 49.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とした株式取得により同社の議決権を49%取得し、かつ、同社の意思決定機関を実質的に支配していると認められるためです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していたMFECの株式の企業結合日の時価	1,835百万円
-------------------------------	----------

企業結合日に追加取得したMFECの株式の時価	1,803
------------------------	-------

取得原価	3,639
------	-------

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等	198百万円
-------------------	--------

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

現時点では確定しておりません。

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びに主な内訳
現時点では確定しておりません。

株式会社インテックの最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 6 9 期 計 算 書 類

〔 自 2019 年 4 月 1 日 〕
〔 至 2020 年 3 月 31 日 〕

株式会社インテック
代表取締役 北 岡 隆 之

貸 借 対 照 表
(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	49,889	流 動 負 債	29,809
現 金 及 び 預 金	12,124	支 払 手 形	222
受 取 手 形	59	買 掛 金	6,717
電 子 記 録 債 権	182	短 期 借 入 金	5,011
売 掛 金	20,408	一 年 以 内 返 済 長 期 借 入 金	4,160
商 品	1,103	一 年 以 内 償 還 社 債	800
仕 掛 品	1,930	リ ー ス 債 務	569
貯 蔵 品	96	未 払 金	1,394
前 払 費 用	2,152	未 払 法 人 税 等	2,676
短 期 貸 付 金	10,974	未 払 消 費 税 等	1,344
そ の 他	994	未 払 費 用	2,214
貸 倒 引 当 金	△ 138	前 受 金	1,280
		賞 与 引 当 金	2,494
		開 発 等 損 失 引 当 金	623
		そ の 他	299
固 定 資 産	73,326	固 定 負 債	15,780
有 形 固 定 資 産	13,427	長 期 借 入 金	9,380
建 物	5,683	社 債	510
機 械 及 び 装 置	2,764	リ ー ス 債 務	1,401
リ ー ス 資 産	1,617	退 職 給 付 引 当 金	3,106
土 地	2,531	そ の 他	1,382
そ の 他	831		
無 形 固 定 資 産	3,973	負 債 合 計	45,589
電 話 施 設 利 用 権	524	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	3,285	株 主 資 本	75,272
リ ー ス 資 産	130	資 本 金	20,830
そ の 他	33	資 本 剰 余 金	27,913
投 資 そ の 他 の 資 産	55,924	資 本 準 備 金	18,871
投 資 有 価 証 券	11,479	そ の 他 資 本 剰 余 金	9,041
関 係 会 社 株 式	33,483	利 益 剰 余 金	26,529
長 期 貸 付 金	232	利 益 準 備 金	9
前 払 年 金 費 用	4,560	そ の 他 利 益 剰 余 金	26,519
敷 金 ・ 保 証 金	1,524	繰 越 利 益 剰 余 金	26,519
保 険 積 立 資 産	1,114		
破 産 ・ 更 生 債 権 等	16	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,353
繰 延 税 金 資 産	1,951	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,353
そ の 他	1,827		
貸 倒 引 当 金	△ 265	純 資 産 合 計	77,625
資 産 合 計	123,215	負 債 ・ 純 資 産 合 計	123,215

損 益 計 算 書
〔 自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月 31日 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		116,360
売 上 原 価		95,457
売 上 総 利 益		20,902
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,847
営 業 利 益		10,054
営 業 外 収 益		1,086
受 取 利 息 及 び 配 当 金	571	
そ の 他	514	
営 業 外 費 用		581
支 払 利 息	113	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	73	
そ の 他	394	
経 常 利 益		10,559
特 別 利 益		3,700
固 定 資 産 売 却 益	3,128	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	235	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	337	
特 別 損 失		3,086
固 定 資 産 売 却 除 却 損	29	
減 損 損 失	2,804	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	76	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	95	
そ の 他	81	
税 引 前 当 期 純 利 益		11,172
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		3,147
法 人 税 等 調 整 額		△95
当 期 純 利 益		8,120

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金		株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計		繰越利益剰余金	利益剰余金計	
2019年4月1日残高	20,830	18,871	9,041	27,913	9	22,556	22,566	71,309
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△4,158	△4,158	△4,158
当期純利益						8,120	8,120	8,120
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	3,962	3,962	3,962
2020年3月31日残高	20,830	18,871	9,041	27,913	9	26,519	26,529	75,272

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年4月1日残高	2,218	2,218	73,527
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△4,158
当期純利益			8,120
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	135	135	135
当事業年度中の変動額合計	135	135	4,098
2020年3月31日残高	2,353	2,353	77,625

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式 ——— 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの ——— 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ——— 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書類を基礎とし、持分相当額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品、仕掛品 ——— 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品 ——— 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産(リース資産を除く) ——— 定額法

無形固定資産(リース資産を除く) ——— 市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間(3年)における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

その他の無形固定資産については、定額法によっております。

リース資産 ——— 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 ————— 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金 ————— 従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- 開発等損失引当金 ————— 受注契約に基づく開発等のうち、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、その損失見込額を計上しております。
- 退職給付引当金 ————— 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 収益および費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の契約については工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 14,278百万円

(2)保証債務 654百万円

(3)関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 12,658百万円

長期金銭債権 1,066百万円

短期金銭債務 8,618百万円

長期金銭債務 12,903百万円

(4)貸出コミットメントライン契約

当社は、親会社であるTIS株式会社とキャッシュ・マネジメント・システムに関する契約を締結しており、これに伴うTIS株式会社に対する貸出コミットメントラインの当事業年度末の貸出未実行残高は次の通りであります。

貸出コミットメントラインの総額 10,000百万円

貸出実行残高 9,000百万円

差引貸出未実行残高 999百万円

また、当社グループにおいても、当社および子会社6社にキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、これに伴う貸出コミットメントラインの当事業年度末の貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントラインの総額 5,000百万円

貸出実行残高 1,562百万円

差引貸出未実行残高 3,437百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 6,197百万円

仕入高 23,811百万円

営業取引以外の取引高 2,942百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度期末 の株式数
普通株式	48,808 千株	—	—	48,808 千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 金 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2019 年 6 月 21 日 第 68 回定時株主総会	普通株式	1,969 百万円	40 円 36 銭	2019 年 3 月 31 日	2019 年 6 月 24 日
2019 年 10 月 30 日 第 532 回取締役会	普通株式	2,188 百万円	44 円 83 銭	2019 年 9 月 30 日	2019 年 11 月 29 日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

(単位：百万円)

賞与引当金	763
退職給付引当金	1,473
未払事業税等	196
投資有価証券評価損	336
減価償却費超過額	573
減損損失	365
開発等損失引当金	190
その他	691
繰延税金資産小計	4,591
評価性引当額	△ 980
繰延税金資産合計	3,611

繰延税金負債

退職給付信託設定に伴う計上額	△ 581
その他有価証券評価差額金	△ 957
その他	△ 120
繰延税金負債合計	△ 1,659
繰延税金資産の純額	1,951

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータおよび通信機器など情報処理設備の一部をリース契約により使用しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、主たる事業であるアウトソーシングサービス、ネットワークサービス等を行うための設備投資計画を勘案し、長期的に必要な資金については、主として銀行借入、社債発行およびキャッシュ・マネジメント・システムにより調達しております。また、短期的な運転資金についても銀行借入、キャッシュ・マネジメント・システムにより調達しております。

(2) 金融商品の時価等

2020年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
資 産			
(1)現金及び預金	12,124	12,124	-
(2)受取手形	242	242	-
(3)売掛金	20,408	20,408	-
(4)投資有価証券	6,673	6,673	-
(5)関係会社株式	1	10	8
負 債			
(1)支払手形	222	222	-
(2)買掛金	6,717	6,717	-
(3)短期借入金	5,011	5,011	-
(4)長期借入金	13,540	13,535	△4
(5)社債	1,310	1,303	△6

(注1)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、ならびに (3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券、(5)関係会社株式

株式は取引所の価格によっており、投資信託については基準価額によっております。

負 債

(1)支払手形、(2)買掛金、ならびに(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金(関係会社長期借入金および一年以内返済長期借入金を含む)については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5)社債

社債(一年以内償還社債を含む)については、新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

次表の非上場株式等は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (4)投資有価証券、(5)関係会社株式」には含めておりません。

なお、貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分		貸借対照表計上額
(4)投資有価証券	非上場株式	4,468
	投資事業有限責任組合等	325
	国外転換社債	0
	合同会社	10
(5)関係会社株式	非上場株式	33,482

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	T I S㈱	被所有 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付 (注)	27,015	短期貸付金	9,000
				貸付金の回収 (注)	21,015		

(注) 当社はT I S株式会社とキャッシュ・マネジメント・システムに関する契約を締結しており、金利については市場金利を勘案して決定しております。

(2) 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱インテックソリューションパワー	所有 直接 100%	要員派遣の受入 要員の出向 資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注 3)	1,494	短期借入金	1,395
				借入金の返済 (注 3)	1,400		
				資金の借入 (注 3)	500	長期借入金	1,200
				借入金の返済 (注 3)	500		
子会社	㈱アイ・ユー・ケイ	所有 直接 100%	情報機器等の仕入 資金の借入 要員の出向 役員の兼任	商品仕入	6,382	買掛金	1,498
				資金の借入 (注 3)	1,550	短期借入金	992
				借入金の返済 (注 3)	1,100		
子会社	㈱ネクスウェイ	所有 直接 100%	ネットワーク運用の受託 資金の借入 要員の出向 役員の兼任	資金の借入 (注 3)	1,978	短期借入金	1,152
				借入金の返済 (注 3)	2,120		
				資金の借入 (注 3)	300	長期借入金	3,100
				借入金の返済 (注 3)	300		
子会社	㈱高志インテック	所有 直接 100%	要員派遣の受入 情報機器等(リース物件)の仕入 情報機器等の賃借 資金の貸付 要員の出向 役員の兼任	情報機器等の賃借 (注 4)	476	リース債務 (流動負債)	544
				資金の貸付 (注 3)	5,367	短期貸付金	1,962
				貸付金の回収 (注 3)	4,940		
				資金の回収 (注 3)	40	長期貸付金	160

子会社	(株)スカイインテック	所有 直接 100%	建物付帯設備工事の委託 不動産の賃借等 資金の借入 要員の出向 役員の兼任	資金の借入 (注3)	1,018	短期借入金	1,133
				借入金の返済 (注3)	500		
				資金の借入 (注3)	2,500	長期借入金	7,200
				借入金の返済 (注3)	2,600		

(注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件および取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、価格交渉の上、一般取引と同様に決定しております。

(注3) 当社グループ内においてもキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、金利については市場金利を勘案して決定しております。

(注4) 取引金額については、当事業年度に固定資産（リース資産）に計上した金額を記載しております。

9. 一株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,590円41銭

(2) 1株当たり当期純利益 166円38銭

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につきまして、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査役協議会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、「2019年度監査役監査計画」に定めた監査の方針、計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他使用人、親会社の監査役、等々と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を定期的、及び必要に応じて閲覧いたしました。また、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020 年 5 月 15 日

株式会社インテック

常勤監査役

野崎秀和



常勤監査役

大滝義徳



監査役

下平卓穂



独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社 インテック

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

富 山 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

三宅孝典 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

中井清二 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インテックの2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

